

「人間の安全保障」と「平和的生存権」をめぐる考察

—人権との相関性の観点から—

a study of the relation between Human security and the right to live in peace

correlation between Human Security and Human rights

法学研究科法律学専攻博士後期課程在学

豊 島 名 穂 子

Naoko Toyoshima

はじめに

I. 「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける視点

1. どのように関連付けているのか
2. 関連付ける根拠
 - (1) 「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」
 - (2) 内容、構想における共通性

II. 「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関連付けについての検討

1. 同義とすることの限界
2. 「平和的生存権」に法的根拠を求められるか

III. 「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関係

1. 「人間の安全保障」の歴史と特徴
 - (1) 多様な定義
 - (2) 包括性
 - (3) 国際的な広がり
2. 「人間の安全保障」と「人権」の相互補完関係

おわりに

はじめに

本稿では、「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関係について検討する。「人間の安全保障」とは、国連開発計画（United Nations Development Programme、以下UNDP）が1994年に発刊した『人間開発報告書』で扱われ、広く知られるようになった概念である。同報告書において「人間の安

全保障」の内容は、「人々が選択権を妨害されずに行使でき、しかも今日ある選択の機会が将来も失われないという自信を持たせること」¹と示されている。「平和的生存権」とは、日本国憲法前文第二段における「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」²という文章に由来する概念である。

このように、「人間の安全保障」と「平和的生存権」が主とする舞台は異なるが、両者の関連はしばしば指摘されている。たとえば、山内敏弘は以下のように述べる。

『人間の安全保障』の考え方は、日本国憲法の前文が、『われらは、世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する』と述べて、平和的生存権をうたったことと、その理念において基本的に共通するものがあることがわかる。日本国憲法は、この意味では、『人間の安全保障』の考え方を先取りしたものということもできる。³

「日本国憲法は、この意味では、『人間の安全保障』の考え方を先取りしたもの」との記述は、「人間の安全保障」と憲法前文の「平和的生存権」とを、ほぼ同義と捉えているといえる。古関彰一と武者小路公秀も同様の考え方を示している。古関は、「この憲法前文の趣旨は、ほぼ『人間の安全保障』の趣旨と重なる。」⁴と述べ、武者小路も「この『人間の安全保障』の考え方と日本国憲法前文の『平和的生存権』との間に基本的な発想の一致があるということである。」⁵と指摘している。「重なる」「一致がある」というように、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を強く関連付けていることが分かる。このように、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付けることには、理由があると思われる。本稿では、その理由と内容を検討し、両者を関連付けることが適当なのかを考察する。「人間の安全保障」は、国際社会に本格的に登場して10年余という新しい概念である。その間に、「人間の安全保障」は国連などの国際社会の中で使用され、さらに、日本やカナダなどの外交政策の一つとして位置付けられている⁶。興味深いことは、国連などの国際組織や国家が各々異なる文言で「人間の安全保障」を定義している点である。たとえば、国連ミレニアム・サミットを機に設置された人間の安全保障委員会⁷による定義がある。同委員会は、計5回の会合の成果をまとめた報告書を作成し、アナン国連事務

¹ 国連開発計画（1994）『人間開発報告書』国際協力出版会 24ページ

² 菅野和夫・江頭憲治郎・小早川光郎・西田典之編集代表『六法全書 平成20年版 I』有斐閣 33ページ

³ 山内敏弘（2001）『『安全保障』のパラダイム転換—human securityのために』『法律時報』73巻6号 6ページ

⁴ 古関彰一（2003）『『国家安全保障』は平和を保障しない』『論座』No.97朝日新聞社 51ページ

⁵ 武者小路公秀（2003）『人間安全保障序説—グローバル・ファシズムに抗して』国際書院104ページ—105ページ

⁶ カナダは1995年から「人間の安全保障」に注目し、その後外務・国際貿易大臣に就任するロイド・アックスワージー（Lloyd Axworthy）のもとで本格的に取り組むようになる。

⁷ 2007年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにおける日本からの提案を受け、翌2001年に設置される。緒方貞子前国連難民高等弁務官とアマルティア・セン・ケンブリッジ大学トリニティーカレッジ学長を共同議長とし、共同議長を含め12名の世界的な有識者をメンバーとしている。国連、各国政府等からは独立した委員会であるが、国連を含む国際社会と密接に連携しつつ、活動を行うこととされている。

総長（当時）に提出した。その中において、「人間の安全保障」とは「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」⁸と記している。「人間の安全保障」が様々に認識されつつ広がっていく理由は、その性質が国際社会の抱える問題を反映しているためではないだろうか。したがって、「人間の安全保障」について考察することは、国際社会の現状を捉えることにつながる。本稿では、「平和的生存権」との関わりで「人間の安全保障」について考察していく。考察にあたっては、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける先行研究の整理、分析を通し、両者を関連付けることが適当であるかを検討する。それらを踏まえ、最終的には「人間の安全保障」と「人権」のあるべき関係を考察したい。したがって、「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての先行研究は本文中で行う。

ここでは、「平和的生存権」が属する「人権」と「人間の安全保障」が、どのように位置づけられているのかを整理する。「人間の安全保障」と「人権」は、人間に重きを置くという点から類似性が強い。しかし、「人間の安全保障」と「人権」の関係についての認識は定まっていない。その主張は大きく四つに分けられる。

第1に、「人間の安全保障」を「人権」の一部と捉える考え方である。たとえば、君島東彦は、以下のように述べる。「人間開発報告書の人間の安全保障論を眺めてみて、われわれ憲法学者がまず考えることは、これら七つの安全保障とはすべて人権保障の問題ではないかということである。」⁹君島は「人間の安全保障」が主張する内容が、「すべて人権保障の問題」と捉えている。「人間の安全保障」が指摘する問題は、人権の保障を促進することで解決可能であることを意味している。つまり、「人間の安全保障」は「人権」を言い換えたにすぎないということである。

第2は、「人間の安全保障」の一部として「人権」捉えるものである。UNDPの『人間開発報告書』1994年版は、「人間の安全保障」を人間の安全に対する脅威の内容から七つに分類した¹⁰。経済の安全保障、食糧の安全保障、健康の安全保障、環境の安全保障、個人の安全保障、地域社会の安全保障、政治の安全保障の七つである。その中で、「人権」は7つの中の政治の安全保障に含まれた。これは、「人権」を「人間の安全保障」が対象とする問題の一項目と位置づけるものである。また、Rob Macraeは「人間開発、人権は、人間の安全保障の重要な構成要素である。」¹¹と述べている。人間の安全保障委員会は、「人権の尊重は、『人間の安全保障』を確保する上でも中心に位置する。」¹²とある。これらの主張は「人間の安全保障」の中に「人権」を含む形を示している。

⁸ 人間の安全保障委員会（2003）『安全保障の今日的課題』朝日新聞社 11ページ

⁹ 君島東彦（2002）「主権国家システムと安全保障論の現段階—『人間の安全保障』をめぐる一—」日本公法学会『公法研究』第64号127ページ

¹⁰ 国連開発計画（1994）前掲書25ページ

¹¹ Rob Macrae(2001) “Human Security in a Globalized World” ,in edited by Rob Macrae and Don Hubert, *Human Security and the New Diplomacy—protecting people, promoting peace*, McGill-Queens University press, London p.16（引用文は筆者訳）

¹² 人間の安全保障委員会（2003）前掲書17ページ

第3は、「人間の安全保障」と「人権」を別個のものとするものである。第3は、武者小路は、『人間の安全保障』を単一の基準で定義できる、人権のような、普遍的な価値としてではなく、『人間の安全』について、多様な認識があることを認め、(中略)『人間の安全保障』を多元的に規定すること。¹³と述べている。これは、「人間の安全保障」と「人権」は全く別の独立した概念と捉える考え方である。

第4は、「人間の安全保障」と「人権」を別個としながらも、相互に補完し合う関係とするものである。人間の安全保障委員会の共同議長であるアマルティア・センは、委員会の報告書において、「人権と『人間の安全保障』は相反するものではまったくなく、相互に補完しあう概念なのである。」¹⁴とも述べている。また、別の箇所においても『人権』と『人間の安全保障』は相互に高めあう概念である。¹⁵との記述がある。補完関係にあるということは、「人権」の分野、「人間の安全保障」の分野がそれぞれに存在して、補い合うことを意味している。

このように、「人間の安全保障」と「人権」の関係の認識は四つのパターンに分かれ、定まったものではなく、四つが混在している状況である。「人間の安全保障」と「平和的生存権」との関係がいずれのパターンにあてはまるのかについては、本文中で検討する。これまでの「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての研究は、両者の関連を前提としたものが多い。本稿はそういった前提を捨て、客観的視点から「人間の安全保障」と「平和的生存権」を捉え直すという意義を有する。

本稿は、「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての先行研究を主な研究資料として使用する。第一章において先行研究の主張の内容と根拠を整理、分析する。第二章では、一章で整理した内容と根拠について批判的検討を加え、両者の関連付けがどうあるべきかを述べる。それらを踏まえ、第三章においては「人間の安全保障」が果たしている役割の観点から「人権」とのあるべき関係を考察する。

I. 「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける視点

本章では、「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての先行研究の主張内容と根拠を整理、分析する。第1節は関連付けの主張内容を対象とし、第2節はその根拠を対象とする。

1. どのように関連付けているのか

「人間の安全保障」と「平和的生存権」に関する先行研究は、両者をどのように関連付けているのであろうか。

¹³ 武者小路 (2003) 前掲書 106ページ

¹⁴ 人間の安全保障委員会 (2003) 前掲書35ページ

¹⁵ 同上18ページ

武者小路は両者の関連を強く主張する一人である。たとえば、次のようである。「『人間の安全保障』とは、という疑問に対して、それは、日本国憲法前文にある『平和的生存権』である、ということが正解であることを説明したいと思う。」¹⁶と述べている。「正解」とまで言い切ることは、両者をほぼ同じものと捉えていると受け取れる。ただ、まったく同じとすべきというわけではなく、両者の関係については、以下のような記述がある。「『人間の安全保障』という考え方は、『平和的生存権』という普遍的な人権を、実際におかれている実存的な場で、その『不安全』を克服するためにつくられた補助的な考えかたであるということが出来る。」¹⁷としている。ここでは、「人間の安全保障」を「平和的生存権」の実施を補助するためのものと位置づけている。これらは、「人間の安全保障」と「平和的生存権」をほぼ同義として捉え、その権利としての側面を「平和的生存権」に求め、実施の側面を「人間の安全保障」として見ている。こうした関連をより具体的に述べているのが以下の箇所である。

「国連憲章によって正統化されている安保理事会中心の国際安全保障レジームに対して異を唱えるヒューマン・セキュリティの理念は、現状では一つの政策目標でしかない。その意味で、安保理を中心に展開される覇権国中心の軍事介入路線に対する補完とはなっても、これを批判する法的な根拠に欠けている。もし、平和的生存権の人権としての普遍性が確認できれば、事態は一変する。そして、ヒューマン・セキュリティは、覇権国の意のままになる政策目標から、国連憲章の規定の正統性を律する法理念として、これに基づく国際社会、国連の規範化の努力を義務づけることになるからである。」¹⁸

「国際安全保障レジームに対して異を唱えるヒューマン・セキュリティの理念」という点で、「人間の安全保障」を現在の国際秩序に対抗する概念として捉えている。しかし、「人間の安全保障」は政策目標であり、そのままでは軍事介入路線への批判にはならない。そこで、「平和的生存権」の普遍性が確認できればという条件付きではあるが、「平和的生存権」にその批判の法的根拠を求めようとしている。同様な視点を持っているのが、千葉真である。千葉は以下のように述べる。

「『人間の安全保障』が、国家による武力行使や武力介入の大義名分として誤用されてしまう可能性は否定できない。その意味でも人間の安全保障の概念は、今日のネオ・リベラリズム的なグローバルイゼーションに対する一つの対抗ヴィジョンないし戦略として活用していくためにも、平和的生存

¹⁶ 武者小路公秀（2005a）『『人間の安全保障』とは—日本国憲法前文『平和的生存権』との関係』『月刊社会教育』国土社2005年8月号 6ページ

¹⁷ 武者小路（2005a）前掲論文 6ページ

¹⁸ 武者小路（1998）『平和的生存権と人間の安全保障—転換期国際政治の平和構築と布憲主義—』深瀬忠一・深瀬忠一・杉浦泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言』勁草書房 179ページ

権という世界の人民の道徳的および法制的基盤に確固として基礎づけられる必要がある。」¹⁹

「人間の安全保障の概念は、今日のネオ・リベラリズム的なグローバリゼーションに対する一つの対抗ヴィジョンないし戦略」との記述は、「人間の安全保障」を現状に対する対抗概念として位置付けるという点で武者小路と類似している。さらに、共通するのは、「国家による武力行使や武力介入の大義名分として誤用されてしまう可能性」を減少させるために「平和的生存権」と関連付ける必要を訴えている点である。武者小路と千葉の主張内容からは、軍事介入路線を批判する根拠として「人間の安全保障」と「平和的生存権」とを関連付けようとする意図がうかがえる。

このように、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける主張は、両者の内容をほぼ同義と捉え、「人間の安全保障」を既存の国際秩序への対抗概念と位置づけている。さらに、「人間の安全保障」による軍事介入路線を否定する法的根拠を得るために「平和的生存権」と関連付けるという特徴が見られる。

上記の武者小路と千葉のような主張は、「人間の安全保障」と「人権」の関係の四つのいずれのパターンにも該当しないと言える。ただ、関連付け内容に着目した場合には、「人間の安全保障」と「人権」が相互に補完し合う関係にあるとする第四のパターンにあてはまる可能性がある。しかし、第四のパターンが言う相互に補完しあう関係とは、両者が別個の概念として存在する時に成立する関係である。したがって、両者をほぼ同義と見る上記のような主張とは相容れない。

2. 関連付ける根拠

第1節において、「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関連付け内容と特徴を見た。本節では、なぜ「人間の安全保障」と「平和的生存権」が関連付けられるのか。その根拠として挙げられているものを検討する。

(1) 「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」

「人間の安全保障」と「平和的生存権」が関連付けられる根拠として最も多く示されるのが、基盤となる思想の共通性である。たとえば、千葉は以下のように述べている。

『人間開発報告書』（一九九四年）における人間の安全保障の定義に関しては、『恐怖からの自由』と『欠乏からの自由』がその中核的価値として提唱されている。すでに指摘したように、これら二つの自由は、一九四一年のルーズヴェルトのニューディールの標語であった『四つの自由』の最後の二つとまったく同一であり、その歴史的関連を印象づけるものである。同時にまた、これもすでに見てきたように、これら二つの自由を示唆する文言が、日本国憲法前文の『平和的生存権』の考

¹⁹ 千葉真（2005）「平和的生存権と人間の安全保障の再考」国際基督教大学社会科学研究所・上智大学社会正義研究所編著『平和・安全・共生—新たなグランドセオリーを求めて』有信堂 ページ74ページ

え方にも示されていた。(中略)この関連で、人間の安全保障の概念が、理論的にも歴史的にも、ルーズヴェルトのニューディール哲学、日本国憲法前文の平和主義—憲法草案がGHQのニューディールたちによって起草されたことは周知の事実である—といった一種の理想主義的系譜に連なるものであることは、興味深い事実である。」²⁰

ルーズヴェルトの「四つの自由」とは、言論および表現の自由、信教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由の四つである²¹。UNDPの『人間開発報告書』では「『人間の安全保障』には二つの主要な構成要素がある。恐怖からの自由と、欠乏からの自由である。」²²と記され、たしかに、ルーズヴェルトの「四つの自由」の最後の二つと同じである。その点から千葉は、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける根拠としている。

ここで、四つの自由と日本国憲法との関連を確認する。日本国憲法（1946年11月3日公布、1947年5月3日施行）は、1941年8月14日の大西洋憲章を参照して作られたとされる²³。その大西洋憲章は作成の7ヶ月前に発表された、ルーズヴェルトの「四つの自由」を背景としている。したがって、大西洋憲章には、「またこの地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保証となる、平和を確立することを願う」²⁴と記されている。つまり、ルーズヴェルトの「四つの自由」の影響を受けて大西洋憲章が作成され、その大西洋憲章を参照して日本国憲法が作られたという流れになる。

では、「人間の安全保障」と「四つの自由」の関連はどのようなものか。UNDP『人間開発報告書』は先述したように「人間の安全保障」の主要な構成要素として、恐怖からの自由と、欠乏からの自由をあげている²⁵。「主要な構成要素」という位置づけは「人間の安全保障」の考え方が、二つの自由を重視していることを示している。『人間開発報告書』は、さらに二つの自由を強調する目的で、1945年に国連設置を決議した経緯をアメリカ政府に報告した当時のアメリカの国務長官の言説を引用している。それは以下の通りである。

「平和の闘いは、二つの前線で展開しなくてはならない。第一は安全という前線で、そこでの勝利は脅威からの解放である。第二は経済・社会的な前線で、そこでの勝利は欠乏からの解放である。この二つの前線で勝利しなければ、恒久的に平和な世界は実現できない。」²⁶

²⁰ 千葉真（2005）前掲論文68ページ

²¹ 四つの自由の内容については、アメリカ学会訳編（1958）『原典アメリカ史別巻』岩波書店 7ページ—12ページに邦訳がある

²² 国連開発計画（1994）前掲書 24ページ

²³ 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著（1972）『日本国憲法制定の過程Ⅱ』有斐閣 114ページ

²⁴ アメリカ学会訳編（1958）前掲書

²⁵ 国連開発計画（1994）前掲書24ページ

²⁶ 同上24ページ

「解放」という文言を使用しているものの、この内容から先の「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を示していることが理解できる。1945年は戦後秩序の形成期であり、この言説が1941年のルーズヴェルトの「四つの自由」の影響を受けていたことも推測される。したがって、「人間の安全保障」が想定する「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」も「平和的生存権」と同様の流れに属するものであると思われる。

(2) 内容、構想における共通性

「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける根拠として他に挙げられているのは、内容と機能における共通性である。まず、内容に共通性を見る考え方として佐藤安信は、次のように述べている。

「人間の安全保障委員会は2003年5月に最終報告書を提出し、人間の安全保障を『人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守りすべての人の自由の可能性を実現すること』と定義している。特に『貧困』と『紛争』からの個人のprotection（保護）とempowerment（能力強化）を強調する。この意味で、人間の安全保障の理念は、日本国憲法前文第二段の、『われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。』に反映している。」²⁷

佐藤は、『貧困』と『紛争』からの個人のprotection（保護）とempowerment（能力強化）を強調する」点で、「人間の安全保障」の理念が「平和的生存権」に反映されているとする。これは、「人間の安全保障」と「平和的生存権」の内容に共通点を見出す視点である。しかし、「人間の安全保障」は他にも多くの問題を対象としているであり、「貧困」と「紛争」のみに注目しての関連付けは、性急な判断であるという印象を受ける。

次に、「人間の安全保障」と「平和的生存権」が担う機能に注目して共通性を見出す考え方がある。武者小路は次のように記す。

「平和的生存権が、国際社会の軍事化に日本が追随することに反対して、日本のみならず世界諸国民が平和のうちに生存できるような国家安全保障の確立を求めており、これを日本においては、憲法第九条を中心にして実施することを定めている。これに対して、ヒューマン・セキュリティの提唱は、人々の不安を除去あるいは少なくとも軽減することを国連加盟諸国に訴えている。これは、人権としてではなく政策目標としてではあるけれども、冷戦開始期の平和的生存権と同質の構想を、冷戦の終結後の世界において実現させることを主張しているのである。このように、平和的生存権

²⁷ 佐藤安信（2007）「人間の安全保障は人権アパートメントを乗り越えられるか—国際協力・人間の安全保障の立場から—」国際人権法学会『国際人権』No.18

とヒューマン・セキュリティとは、冷戦を挟んで、同じように平和と安全の非軍事的な保障の必要性を主張している。」²⁸

「平和的生存権とヒューマン・セキュリティとは、冷戦を挟んで、同じように平和と安全の非軍事的な保障の必要性を主張している」という。ここでも、非軍事的な側面を強調し、両者が登場した時期は異なるものの、国際社会において両者が果たしている構想には「同質」なものがあるとしている。

II. 「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関連付けについての検討

第一章において、「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての先行研究の主張内容と根拠を整理、分析した結果、その内容は以下のように整理できる。「人間の安全保障」と「平和的生存権」の内容をほぼ同義と捉え、「人間の安全保障」を既存の国際秩序への対抗概念と位置づけている。そして、「人間の安全保障」による軍事力介入路線を否定し、批判する法的根拠を得るために「平和的生存権」と関連付けるという内容である。

ここでは、この内容を二つの観点から検討する。第一節において「人間の安全保障」と「平和的生存権」を同義と捉える点について行い、第二節で国際秩序への対抗概念と位置づけ、軍事介入への批判する法的根拠を「平和的生存権」に求める点を検討する。

1. 同義とすることの限界

まず、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を同義と見る点について検討する。結論から言えば、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を同義と捉えることは、それぞれの定義に基づいた判断とは言えない。「人間の安全保障」には多くの定義があるが、主として使用されるのは、以下の二つである。UNDPによる「人々が選択権を妨害されずに行使でき、しかも今日ある選択の機会が将来も失われぬという自信を持たせること」²⁹という内容と、人間の安全保障委員会による「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」³⁰というものである。一方、「平和的生存権」が明記されている憲法の内容は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」³¹という文章である。この三つを比較すると、特に「人間の安全保障」を意味する二つの内容と「平和的生存権」の文章に共通する文言はほとんど

²⁸ 武者小路（1998）前掲論文176ページ

²⁹ 国連開発計画（1994）前掲書 24ページ

³⁰ 人間の安全保障委員会（2003）前掲書11ページ

³¹ 前掲『六法全書 平成20年版 I』33ページ

ない。これは、「人間の安全保障」と「平和的生存権」の内容に共通点を見出した佐藤の主張にも関連してくる。佐藤は、『『貧困』と『紛争』からの個人のprotection（保護）とempowerment（能力強化）を強調する」点で、「人間の安全保障」の理念が「平和的生存権」に反映されているとする。たしかに、「人間の安全保障」は人々への保護と能力強化に重点を置いている。しかし、「平和的生存権」は直接的にそういった内容を示してはいない。「平和のうちに生存する権利」を確認するという表現にとどまり、貧困と紛争からの個人の保護と能力強化を強調しているとは推測できない。したがって、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を同義と捉えることは、それぞれが意味する内容から考えて適当ではない。

また、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を同義とする主張は、一方で、「人間の安全保障」を政策概念として、「平和的生存権」を法的概念として整理している。しかし、政策概念と法的概念は性質を異にする概念である。したがって、両者を同義としながらまったく性質の異なる概念として整理することは一貫性に欠けている。

ただ、両者の目的に注目するとき、「人間の安全保障」の「人々の選択の機会を失われないという自信を持たせること」という内容や、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」という文章から、その目指すものが、人々が安心した生活を送ることのできる「平和」な社会の実現であることは推測でき、「平和的生存権」の「平和のうちに生存する権利」と強く共鳴しあうものがあると評価できる。

以上の点から、「人間の安全保障」と「平和的生存権」は共通の目的意識に立っている点は認められるが、両者をほぼ同義と捉えることは難しく、一貫性がない主張である。

2. 「平和的生存権」に法的根拠を求められるか

次に、「人間の安全保障」を国際秩序への対抗概念と位置づけ、その軍事介入路線を否定するための法的根拠を「平和的生存権」に求める点について検討する。これは、「平和的生存権」が日本国憲法第九条とともに論じられることが背景にある。たとえば、星野安三郎はこのように述べる。『『平和に生きる権利』とは、憲法前文にいうところの『恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存する権利』をいうのだが、これは、具体的には、憲法第九条によって保障される。』³²憲法第九条第一項には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」³³と記されている。星野によれば、「平和的生存権」の内容が、このような第九条によって保障されるということである。つまり、「人間の安全保障」と「平和的生存権」が関連付けられた場合、間接的に「人間の安全保障」と憲法第九条が結びつくこととなり、軍事介入路線を否定する根拠となる訳である。このような考え

³² 星野安三郎（1974）『平和に生きる権利』法律文化社135ページ

³³ 前掲『六法全書 平成20年版 I』有斐閣 33ページ

方を背景にして、「平和的生存権」は「非軍事」と結びつき、「人間の安全保障」における「非軍事」の法的根拠として捉えようとする主張があるのである。しかしながら、「平和的生存権」が必ずしも「非軍事」を主張するかどうかは定かではない。山下健次は、次のように指摘している。

「平和的生存権は、その生成根拠および平和の保障手段の認識の仕方のレベルにおいて、あえていえば、軍事力による平和的生存権の保障という方向と軍事力に対抗しこれを否定する平和的生存権という和解しがたい対立、両極端を含む。すでにこの点に平和的生存権の法的内容の把握の仕方の根本的な違いが存在するのである。」³⁴

山下が「平和的生存権」の把握の仕方に根本的な違いがあることを指摘するように、「平和的生存権」が「非軍事」を主張するものであるかは定まっていない。また、「人間の安全保障」自体も、必ずしも非軍事的な保障の必要性を訴えているとは言えない。たとえば、「人間の安全保障」を積極的に提唱する国家の一つカナダは、「人間の安全保障」を「保護する責任 (The Responsibility to Protect)」³⁵と関連させ、「人間の安全保障」が人道的介入の論理を支える概念の一つと位置付けられている³⁶。その是非についてはここでは立ち入らないが、以上の点から、武者小路が言うような「冷戦を挟んで、同じように平和と安全の非軍事的な保障の必要性を主張」³⁷という同質の構想は、内容においても実施においても見られない。

「平和的生存権」は日本国憲法に由来することから、日本国内で適用される権利である³⁸。「人間の安全保障」という国際社会の概念の法的根拠を日本国憲法上の権利に求めることには限界がある、この点、「平和的生存権」と同様に平和を権利と捉え国際的に認識されつつある考え方に「平和への権利」がある。「平和への権利」とは、1977年にカレル・バサク³⁹によって第三世代の人権 (the third

³⁴ 山下健次 (1986)「平和的生存権の存在理由と検討視覚—他の人権との対比において—」和田英夫執筆代表『現代における平和憲法の使命』三省堂pp.94-95

³⁵ 「保護する責任」とは、国民の保護は第一義的には当該主権国家の責任だが、その国が保護の能力や意思を持たない場合、人々を保護する「責任」は国際社会に移管されるとの考えである。星野俊也 (2006)「軍事介入」大芝亮、藤原帰一、山田哲也編『平和政策』有斐閣222ページより

³⁶ 1999年に発表した『人間の安全保障：変貌する世界における人々の安全』と題する文書において、人間の安全保障の問題として人道的介入も含める方向性を示した。2000年の国連ミレニアム・サミットにおいて「介入と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty : ICISS)」の発足し、2001年に『保護する責任 (The Responsibility to Protect)』と題する最終報告書を提出した。その中で人間の安全保障と人道的介入の関連が強調されている。

³⁷ 武者小路 (1998) 前掲論文p.176

³⁸ 現在のところ、平和的生存権は裁判上の権利として認められてはいない。特に、長沼訴訟第一審判決 (札幌地判昭48.9.7判時712号24ページ) は、平和的生存権の保護法益性を認め、肯定的に解したが、これに対し第二審判決 (札幌高判昭51.8.5行例集27巻8号1175ページ) は、現実的・個別的内容を持つものとして具体化されていないとして、裁判上の権利性を否定した。佐藤幸治・藤田宙靖・長尾龍一・淡路剛久・奥島孝康・村井敏邦・寺田逸郎編修代表 (2003)『コンサイス法律学用語辞典』三省堂 1441ページ

³⁹ ユネスコの人権・平和部部長にあった

generation of human rights) が提唱され、そのカテゴリーの一つとして示された。翌1978年には国連総会決議で「平和的生存のための社会の準備に関する宣言 (Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace)」⁴⁰が採択され、さらに、1984年国連総会決議において「人民の平和への権利 (Right of peoples to peace)」⁴¹出されるなど、国際社会において一般的に認知されているといえる権利である。この「平和への権利」と「平和的生存権」は非常に似通った概念であることから、「人間の安全保障」と「平和への権利」を関連付けることも考えられる。しかし、実際に「人間の安全保障」と「平和への権利」を関連付ける主張はほとんど見られない。さらに、「平和的生存権」との関連付けを主張する研究もこの「平和への権利」へ言及することは少数である。「あえて日本国憲法の平和的生存権を世界に普及することを主張する」⁴²背景には、「平和的生存権」によって「人間の安全保障」の「非軍事」を促進したいという意図がうかがえる。ただ、「平和への権利」に対する認識は広まっているものの、実際の権利としての地位を得ている状況にはない。したがって、「人間の安全保障」と関連付けられたとしても、「平和的生存権」と同様の欠点により、適切でないとの結論を得るだろう。

二つの観点から「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関連付けを検討した結果、以下のような結論を得た。両者は、「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」という思想の流れの中に属するという点において共通性は認められる。しかし、同義と捉えることは困難である。目的において共通点が見出されるにとどまる。「人間の安全保障」の軍事力介入路線を否定する法的根拠としての「平和的生存権」は、「平和的生存権」の内容と現在おかれている地位から考えて妥当とは言えない。「人間の安全保障」と「平和的生存権」は、共通の流れに属する概念としての影響を与え合うことは可能であるが、先行研究が主張するような関連付けには至らない。

Ⅲ. 「人間の安全保障」と「人権」の関係

これまで、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける主張を検討してきた結果、その内容は、「人間の安全保障」と「人権」の関係の四つのどのパターンにも当てはまらなないと判断した。そして、両者が関連付けられることは適当ではないとの結論を得た。しかし、その結論が即、「人間の安全保障」と「人権」との関係にもあてはまるものではない。本稿は、「人間の安全保障」と「人権」が、第四の相互に補完しあう関係にあることが適切であると考え。その理由を、「人間の安全保障」が国際社会においてどのような機能を果たしつつあるのかを中心に説明する。これは、概念として本格的に登場して以来10年余の「人間の安全保障」に注目することで、国際社会の現状を反映した現実的な

⁴⁰ 原文はhttp://www.un.org/documents/instruments/docs_subj_en.asp?subj=45を参照

⁴¹ 注36参照

⁴² 武者小路 (1998) 前掲論文 p.179

結論が得られると考えるためである。

1. 「人間の安全保障」の特徴

(1) 多様な定義

「人間の安全保障」が普及するきっかけとなった1994年UNDP発刊の『人間開発報告書』では、「人間の安全保障」とは、「人々が選択権を妨害されずに自由に行使でき、しかも今日ある選択の機械が将来も失われぬという自信を持たせること」⁴³とされている。その後、「人間の安全保障」は、国連などの国際組織や日本、カナダなど国家の政策の一つとしても使われるようになった。しかし、その内容は統一されていない。はじめにの中で確認したように、「人間の安全保障」には様々な定義がなされている。その状況を稲田十一は次のように述べる。「要するに、『人間の安全保障』という言葉は、学問的に定まった定義があるわけではなく、各国際機関・援助機関がそれぞれの組織目的に応じて、その意味を定義している。」⁴⁴ 稲田が「それぞれの組織目的に応じて」と言うように、「人間の安全保障」の内容は固定されず、使用する主体にしたがって多くの定義を持っている。

(2) 包括性

「人間の安全保障」が対象とする課題は、広範囲にわたる。

1994年のUNDP『人間開発報告書』では、「人間の安全保障」をより具体化する項目として七つの安全保障に分別した。経済の安全保障、食糧の安全保障、健康の安全保障、環境の安全保障、個人の安全保障、地域社会の安全保障、政治の安全保障の七つである⁴⁵。これを見ても、人間の生活の全般を対象としていることがわかる。さらに、UNDPは独自で作成している「人間開発指標」の中で、「人間の安全保障」との題目の下、いくつかの項目について測定を行っている⁴⁶。これまでに挙げられた項目を列挙すると、食料の確保、栄養摂取状況、雇用の確保、政治と暮らし、犯罪、個人の不幸・災難、難民と兵器、戦争被害者、犯罪被害者など多岐にわたる。

また、人間の安全保障委員会が国連事務総長に提出した報告書においては、その主な項目において、紛争、難民、貧困、保健衛生、教育などの問題が含まれている。さらに、「人間の安全保障」は、開発の分野で登場してきた概念であり、上記の項目に加えて開発や資源の問題も含まれる。「人間の安全保障」という文言上、「人間」に関わる問題のほとんどを包括的に対象としていることがわかる。

(3) 国際的な広がり

「人間の安全保障」を積極的に取り入れているのは、国連などの国際組織、国家では、日本やカナ

⁴³ 国連開発計画（1994）前掲書 p.23

⁴⁴ 稲田十一（2004）「開発・復興における『人間の安全保障』論の意義と限界」日本国際問題研究所『国際問題』No.530 p.32

⁴⁵ 国連開発計画（1994）前掲書 32ページ

⁴⁶ 人間開発指標はUNDP発刊の『人間開発報告書』のに毎年掲載されている。「人間の安全保障」は毎年登場する訳ではなく、その項目内容も年によって異なっている。

ダが挙げられる。国連での取り組みは日本の働きかけとともに展開している。人間の安全保障委員会は国連から独立した組織ではあるが、国連ミレニアム・サミットで日本の提案を受けて設置された。また、人間の安全保障基金も国連に創設されている⁴⁷。日本は先に示したように、国連との連携を中心とした取り組みを行っている。カナダは外交政策の一つとして人間の安全保障を掲げている。特に、国際委員会設置を提唱し「介入と国家主権に関する国際委員会」⁴⁸が作られた。この委員会が「保護する責任」と題する最終報告書を提出している。

このように「人間の安全保障」を唱える団体や国家は様々ある。しかし、その方向性には違いがある。国連、日本、カナダに関して言えば、カナダが「人間の安全保障」の『『恐怖からの自由』に焦点をあてている一方で、国連や日本は「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の両方に焦点をあてているという違いがある⁴⁹。

取り組みの方向性は異なるにせよ、「人間の安全保障」は国際社会に徐々に定着し、広がりつつあることがわかる。

以上、「人間の安全保障」の三つの特徴を確認した。(1) 多様な定義、(2) 包括性、(3) 国際的な広がりという特徴によって「人間の安全保障」はどのような成果をあげているのであろうか。たとえば、開発分野における「人間の安全保障」について稲田は次のように指摘する。

『『人間の安全保障』は、あいまい性はあるものの幅広い概念であり、またそれゆえに『広範な支持を得やすい』スローガンでもある。多くの国内外の主体間で、『政策の目標と方向を一致させる』ことの意味は大きく、『人間の安全保障』はそうした点できわめて有用な言葉である。』⁵⁰

「あいまい性」、「幅広い概念」は三つの特徴の、(1) 多様な定義と(2) 包括性に該当する。固定的な定義を持たずに幅広い問題を含めるがゆえに、「政策の目標と方向を一致させる」ことに貢献している。「人間の安全保障」は、多様な思惑が混在する国際社会に一定の方向性を指し示し、それぞれの意見を調整する役割を果たしている。

次節においては、このような三つの特徴を基軸に「人間の安全保障」と「人権」の差異を捉え、両者の関係を考察する。

⁴⁷ この基金は日本が提案し創設されたもので、詳細は外務省ホームページにパンフレットが掲載されている <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hs.html>

⁴⁸ 委員会についての詳細はホームページ <http://www.iciss.ca/menu-en.asp> を参照

⁴⁹ 庄司真理子(2006)「国連における人間の安全保障概念の意義—規範としての位置づけをめぐる—」国際法学会『国際法外交雑誌』105巻2号 84ページ

⁵⁰ 稲田(2004)前掲論文 34ページ

2. 「人間の安全保障」と「人権」の相互補完関係

第1節で確認した「人間の安全保障」の三つの特徴は、「人権」には見出し難いものである。まず、(1) 多様な定義と(2) 包括性の観点から見ると、「人権」は、各々に明文化された内容があり、それをもとに現実の諸問題に適用されている。また、時代状況に応じて新たな人権の必要性が提唱されることがある。しかし、それが権利として認められ、実施されるまでには国内においてさえ、多くの時間を要し、多量の手続きを踏まなくてはならない。「人間の安全保障」においては、UNDPの項目内容が状況に応じて変化しているように、内容の変更や新たな項目の追加に多くの時間や手続きを要しない。特定の問題を「人間の安全保障」に含めることで、注目され、対応が検討されることは、問題解決の迅速化につながる利点である。(3) の国際的な広がりも、「人間の安全保障」と「人権」の両方に該当する特徴である。しかし、その内容は異なる。「人権」については、北村泰三が以下のよう

に記している。

「人権の価値自体は否定しえなくとも、人権の実施体制は依然として分権的な部分を中心であるので一つまり人権の保障は基本的には国内問題である一国際的に保障されるべき人権の内容までが一義的に確定しているわけではない。それゆえ、人権の内容は究極的には各主権国家の判断に委ねられる構造は変化していない。」⁵¹

「人権の保障は基本的には国内問題である」というように、「人権」は国際的な認識を得ながらも、根本的には現代国際社会の構造を前提として成立している概念であり、国家の枠の範囲を容易に突破しえないという限界がある。また、「人権」の内容についても議論がある。

「欧米諸国は、世界人権宣言に表現された国際人権基準が普遍的な妥当性を有すると主張している。それについては多くの説明は要らないだろう。これに対して、非欧米諸国は、次のような理由により世界人権宣言とそこに含意される西欧的人権概念は、限定的な妥当性しか持たないと主張している。」⁵²

理由についてはここでは論じないが、北村の記述から世界人権宣言の内容についても議論が分かれていることが理解できる。上記の二つの記述から分かるように、「人権」は国際的な広がりも有しながらも、一定の限界を持っている。

以上の検討によって、人間に重きを置くという類似性を持つ「人間の安全保障」と「人権」の差異

⁵¹ 北村泰三 (2001) 「国際人権概念の生成と展開—人権の普遍性をめぐる議論を中心に」 国際法学会編『日本と国際法の100年 4人権』三省堂 24ページ

⁵² 北村 (2001) 前掲書 25ページ

が明らかになった。その上で、最も大きな違いは、「人間の安全保障」と「人権」それぞれの特徴の前提となっている概念の性質にある。それは、「人権」が法としての力を持つことである。この点、押村高の記述が適切に表現している。「人間の安全保障が人権の概念と異なるところは、権利は他者へ相応の義務を生むが、人間の安全保障は個別の主体に義務を限定せず、『扶助できる者があたるべき』という原則があるためである。」⁵³「人権」は他者に義務を課すが「人間の安全保障」はそうではない。だからこそ、時代状況に即した対応を可能にする特徴を持っていると言える、つまり、「人権」のような拘束力を「人間の安全保障」は持たず、「人間の安全保障」のような対応能力を「人権」は持たない。したがって、「人間の安全保障」と「人権」は互いの特徴を活用し、互いの欠点を補い合いながら国際社会の問題解決に取り組むという、相互に補完し合う関係を保つことが望ましいといえる。

おわりに

本稿は、考察にあたっては、「人間の安全保障」と「平和的生存権」を関連付ける先行研究の整理、分析を通し、両者を関連付けることが適当であるかを検討した。具体的には、「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての先行研究を主な研究資料として使用し、その主張の内容と根拠について整理、分析を行った。そして、整理した内容と根拠について批判的検討を加え、両者の関連付けがどうあるべきかを考察した。その結果、「人間の安全保障」と「平和的生存権」の関連付けを主張する研究は、両者の内容をほぼ同義と捉え、「人間の安全保障」を既存の国際秩序への対抗概念と位置づけている。そして、「人間の安全保障」による軍事力介入路線を否定する法的根拠を得るために「平和的生存権」と関連付けていることが分かった。「人間の安全保障」と「平和的生存権」は、「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」という思想の流れの中に属するという点において共通性は認められる。しかし、同義と捉えることは困難であり、目的において共通点が見出されるにとどまる。「人間の安全保障」の軍事力介入路線を否定する法的根拠としての「平和的生存権」は、「平和的生存権」の内容と現在おかれている地位とから考えて妥当とは言えない。「人間の安全保障」と「平和的生存権」は、共通の流れに属する概念としての影響を与え合うことは可能であるが、先行研究が主張するような関連付けには至らないとの結論を得た。そして、「人間の安全保障」と「平和的生存権」は、「人間の安全保障」と「人権」の関係の四つのどのパターンにも当てはまらないと判断した。ただ、その結論が即、「人間の安全保障」と「人権」との関係にもあてはまるものではない。本稿は、「人間の安全保障」と「人権」が、第四の相互に補完しあう関係にあることが適切であると考え、その理由を、「人間の安全保障」が国際社会においてどのような機能を果たしつつあるのかを中心に検討した。結果、「人権」のような拘束力を「人間の安全保障」は持たず、「人間の安全保障」のような対応能力を「人権」は持たない。したが

⁵³ 押村高（2004）「国家の安全保障と人間の安全保障」日本国際問題研究所『国際問題』No.530 26ページ

って、「人間の安全保障」と「人権」は互いの特徴を活用し、互いの欠点を補い合いながら国際社会の問題解決に取り組むという、相互に補完し合う関係を保つことが望ましいとの判断に至った。

これまでの「人間の安全保障」と「平和的生存権」についての研究は、両者の関連を前提としたものが多くあったが、本稿は両者について客観的視点から検討することができた。そして、「人間の安全保障」と「人権」の関係について「人間の安全保障」が果たしつつある役割の観点から考察し、「人間の安全保障」と「人権」についての研究に新たな視点を加えることができた。

しかしながら、本稿は文献研究に留まるという限界がある。より現実的な結論を得るには、特に「人間の安全保障」で実施されている政策内容・効果などの観点からも考察を加えることが望ましい。今後の課題としていきたい。

【参考文献】

- 芦部信喜（1997）『憲法 新版』岩波書店
- 稲田十一（2004）「開発・復興における『人間の安全保障』論の意義と限界」日本国際問題研究所『国際問題』No.530 28ページ-43ページ
- 大芝亮、藤原帰一、山田哲也編（2006）『平和政策』有斐閣
- 押村高（2004）「国家の安全保障と人間の安全保障」日本国際問題研究所『国際問題』No.530 14ページ-27ページ
- 北村泰三（2001）「国際人権概念の生成と展開—人権の普遍性をめぐる議論を中心に」国際法学会編『日本と国際法の100年 4人権』三省堂
- 君島東彦（2002）「主権国家システムと安全保障論の現段階—『人間の安全保障』をめぐって—」日本公法学会『公法研究』第64号 125ページ-137ページ
- 古関彰一（2003）「『国家安全保障』は平和を保障しない」『論座』No.97朝日新聞社
- 佐藤功（1966）『憲法研究入門』高陽堂
- 佐藤安信（2007）「人間の安全保障は人権アパルトヘイトを乗り越えられるか—国際協力・人間の安全保障の立場から—」『国際人権』No.18
- 庄司真理子（2006）「国連における人間の安全保障概念の意義—規範としての位置づけをめぐって—」国際法学会『国際法外交雑誌』105巻2号
- 全国憲法研究会編（1991）『憲法問題2—1991—』三省堂
- 高橋和之（2003）「国際人権の論理と国内人権の論理」有斐閣『ジュリスト』No.1205 69ページ-82ページ
- 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著（1972）『日本国憲法制定の過程Ⅱ』有斐閣
- 多谷千香子（2001）「人権としての人間の安全保障—participation and responsibility for human security」有斐閣『ジュリスト』No.1205 96ページ-103ページ

- 千葉真（2005）「平和的生存権と人間の安全保障の再考」国際基督教大学社会科学研究所・上智大学
社会正義研究所編著『平和・安全・共生—新たなグランドセオリーを求めて』有信堂 58ページ
79ページ
- 土佐弘之（2001）『人間の安全保障』という逆説〈恐怖からの自由〉と〈他社への恐怖〉
『現代思想』青土社 170ページ—185ページ
- 人間の安全保障委員会（2003）『安全保障の今日的課題』朝日新聞社
- 深瀬忠一（1987）『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店
- 武者小路公秀（1998）「平和的生存権と人間の安全保障—転換期国際政治の平和構築と布憲主義—」
深瀬忠一・杉浦泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言』勁
草書房 166ページ—193ページ
- 武者小路公秀（2002）『人間の安全保障』とグローバル覇権の顔—非改良主義的改良のための政策科学
を目指して』『平和研究』第27号 16ページ—27ページ
- 武者小路公秀（2003）『人間の安全保障序説—グローバル・ファシズムに抗して』国際書院
- 武者小路公秀（2005a）『人間の安全保障』とは—日本国憲法前文『平和的生存権』との関係』『月刊
社会教育』国土社2005年8月号 6ページ
- 武者小路公秀雄（2005b）『人間の安全保障』と『人権』との相補性—平和学の新領域開発の勧め—
日本平和学会編『人道支援と平和構築』早稲田大学出版部 1ページ—20ページ
- 山内敏弘（1992）『平和憲法の理論』日本評論社
- 山内敏弘（2001）『安全保障』のパラダイム転換—human securityのために』『法律時報』73巻6号
4ページ—11ページ
- 山内敏弘（2003）『人権・主権・平和—生命権からの憲法的省察』日本評論社
- 山下健次（1986）「平和的生存権の存在理由と検討視覚—他の人権との対比において—」和田英夫執
筆代表『現代における平和憲法の使命』三省堂85ページ—112ページ
- 星野安三郎（1974）『平和に生きる権利』法律文化社
- Rob Macrae(2001) “Human Security in a Globalized World”, in edited by Rob Macrae and Don
Hubert, *Human Security and the New Diplomacy—protecting people, promoting peace*,
McGill-Queens University press, London pp.14-27
- アメリカ学会訳編（1958）『原典アメリカ史別巻』岩波書店
- 菅野和夫・江頭憲治郎・小早川光郎・西田典之編集代表『六法全書 平成20年版 I』有斐閣
- 佐藤幸治・藤田宙靖・長尾龍一・淡路剛久・奥島孝康・村井敏邦・寺田逸郎編修代表（2003）『コン
サイス法律学用語辞典』三省堂
- 国連開発計画（1994）『人間開発計画報告書1994』国際協力出版会
- 外務省発行パンフレット（2003）『人間の安全保障基金』
- 外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>